

平成十五年十一月二十五日提出
質 問 第 八 号

懲戒処分の公表指針に関する質問主意書

提出者 長 妻 昭

懲戒処分公表指針に関する質問主意書

平成十五年十一月十日付けで、人事院事務総長名で、懲戒処分公表指針について（通知）という文書が、事務次官、外局長、独立行政法人の長、日本郵政公社総裁に出された。そこでは、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係わる懲戒処分、②職務に関連しない行為に係わる懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分、いずれかに該当する懲戒処分は公表するものとされた。つまり、免職・停職はすべて公表、減給・戒告は職務に関連する行為のみ公表である。

そこでお尋ねする。

この通知を受けて、それぞれの組織は具体的に

- 一 いつから公表をしていくか。
- 二 どのように公表するか（記者会見等）。
- 三 公表は懲戒処分が出されるごとに公表するのか、年に数回など定期的に一括公表をするのか。定期的とすれば何月と何月に公表か。

四 公表する項目はどのようなものか。

五 具体的に公表の例外をどのような基準できめるのか、その基準をいつまでに策定するか。

六 職務に関連しない行為をどのように定義するか。

七 詳細は検討中であるとすればいつまでに決定するか。

以上を各府省ごと、各外局ごと、各独立行政法人ごと、日本郵政公社、それぞれの組織ごとに回答願いたい。

右質問する。